

2021年11月15日

難病患者サポート事業事務局（JPA内）  
電話：03-6902-2083 FAX：03-6902-2084  
メールアドレス [jpa@ia2.itkeeper.ne.jp](mailto:jpa@ia2.itkeeper.ne.jp)

## 令和3年度 厚生労働省補助金事業 難病患者サポート事業 「難病対策の一般市民向け周知事業」の公募について

令和3年度 厚生労働省補助金事業 難病患者サポート事業「難病対策の一般市民向け周知事業」の公募を行います。対象事業の開催予定がある団体はぜひご応募下さい。対象項目についての費用をサポート事業にて負担します。

※原則、今年度はじめて応募される団体を優先し、一団体一事業のみの応募受付といたします。  
ただし、応募の状況によってその限りではありません。

### ◇事業目的

- ①市民公開講座や難病フェスタなど、一般市民（当事者・家族以外の）参加者を見込める難病イベントを開催し、難病法についての説明を行う。
- ②「5月23日は難病の日」を周知することを目的とし、全国各地で「難病の日」イベント等を実施する。または、難病の日を啓発するリーフレット等のツール制作をする。

### ◇予算（負担対象費用）

- ①「難病法の周知事業」総予算 20万円

・対象項目＝会場費、外部講師謝金、交通費、資料印刷費、ポスター・チラシ印刷費、案内状印刷費

※上記以外は全て対象外

(例：講師のお弁当お茶代、会の役員が講師をする場合の講師謝金と交通費、スタッフの交通費、機材運搬費等は全て対象外)

- ②「難病の日イベント」総予算 20万円（一団体当たり 2万円×10団体を予定）

・対象項目＝交通費、通信費、資料等作成費、ポスター・チラシ印刷費

※上記以外は全て対象外

## ◇事業の条件

### ①「難病法の周知」

- ・患者、家族、医療関係者以外の一般市民（当事者の友人等）への難病法の周知が目的のため、患者、家族、医療従事者以外の参加者が全参加者数の2割程度ある（数見込める）こと
- ・市や県等の行政、または地域難病連と共に行う事業であること
- ・難病法の説明が必ずプログラム内に入っており、実際に説明（15～30分程度）を行うこと
- ・事業終了後は報告書を提出すること（報告書内に必ず以下を載せる）  
患者、家族、医療従事者以外の一般市民に、難病法の説明を聞いた感想  
当日の様子（難病法の説明時を含む）の写真数点

### ②「難病の日イベント」

- ・5月23日が「難病の日」として記念日登録されていることを周知するイベント
- ・「5月23日は難病の日」をタイトルに含んだイベント
- ・「5月23日は難病の日」を啓発するリーフレット等の制作
- ・事業終了後は報告書を提出すること（報告書内に必ず当日の様子写真数点載せる）

## ◇応募 ①②共通

別紙「事業計画申請書」に必要事項をご記入の上、難病患者サポート事業事務局（JPA内）まで提出。

締切り：2022年1月15日（1月末までの開催予定であれば応募可）。

審査結果通知：2022年1月末

## ◇事業終了後の報告 ①②共通

支給が決まった事業については、各事業終了後2週間以内に報告書及び以下イベント資料等を添えてサポート事業事務局（JPA内）へ提出。

- ・開催案内チラシやポスター
- ・ホームページや機関誌等での案内
- ・マスコミ等に取り上げられた場合の記事(PDF等)
- ・アンケート等による感想、反響等
- ・開催当日の写真
- ・当日の配布資料 など。

## ◇負担金の支払

- ・事業終了後、報告書、負担金対象項目の領収書コピーを振込先口座と一緒に事務局へ送る
- ・領収書確認後、負担額を決定、指定口座へ振込（領収書の無いものは負担対象外）

以上